

家庭ごみの自己搬入にかかる予約制及び手数料改定について

1 現状について

家庭ごみの自己搬入の増加により、待ち時間が1時間を超えてしまうことが頻発しており連休前や連休明けなどには場内に収まらない車両が周辺の道路に並んでしまい、近隣住民から苦情が出ている。

また、家庭ごみの自己搬入については、100kgまで無料、それを超えると10kgごとに30円の手数料を徴収している。しかしながら、この手数料については昭和59年から38年間据え置きのみであり、近年、市民生活の多様化に伴い、粗大ごみの増加や焼却及び分別資源化に判断を要する家庭ごみが増加している。また、この仕組みを利用し、事業ごみを家庭ごみと偽り、自己搬入する事業者が散見され、計量棟での確認に多くの時間と労力が割かれている状況である。

【改定の経過（重量100kgを超える場合、その超えるもの10kgにつき）】

年月日	S53.4.1	S59.4.1
手数料	20円	30円

【近隣自治体自己搬入手数料】

さいたま市	100kgまで無料 100kgを超えると10kgにつき20円＋税
草加市	10kgにつき120円を基本として品目ごとに100円～1,500円で設定
川越市	40kgまで無料 40kgを超えると10kgにつき50円
越谷市	無料（1世帯月1回5点まで）
蕨市・戸田市	自己搬入不可
三郷市	10kgにつき200円
春日部市	10kgにつき210円 2t車1台5,000円
東京都板橋区	品目ごとに100円～1,400円で設定

2 現状に対する対応について

家庭ごみの自己搬入に対して、予約制を導入し、手数料の改定を行う。

3 効果

○予約制導入

待ち時間の減少、周辺道路の混雑解消、受付時の書類記入の省略

○手数料改定

歳入の増加（自己搬入予約システムの維持管理費に充当）

違法自己搬入者の解消、家庭ごみの適正排出の促進

4 開始時期

○条例改正 令和4年9月議会へ上程

○予約制導入 令和5年2月

○手数料改定 令和5年4月

5 予約制導入予算額

約2億3千万円／5年

6 手数料算出根拠（令和2年度、3施設合計）

家庭ごみの自己搬入に係る経費		家庭ごみの自己搬入量
136,126,068円	÷	6,979,760kg
経費		
≒		195.03円／10kg

7 手数料改定額（自己搬入）

粗大ごみ収集運搬と同様1/2負担とし、195.03円×1/2

≒ 100円／10kgとする。

※特定処理廃棄物を除く。